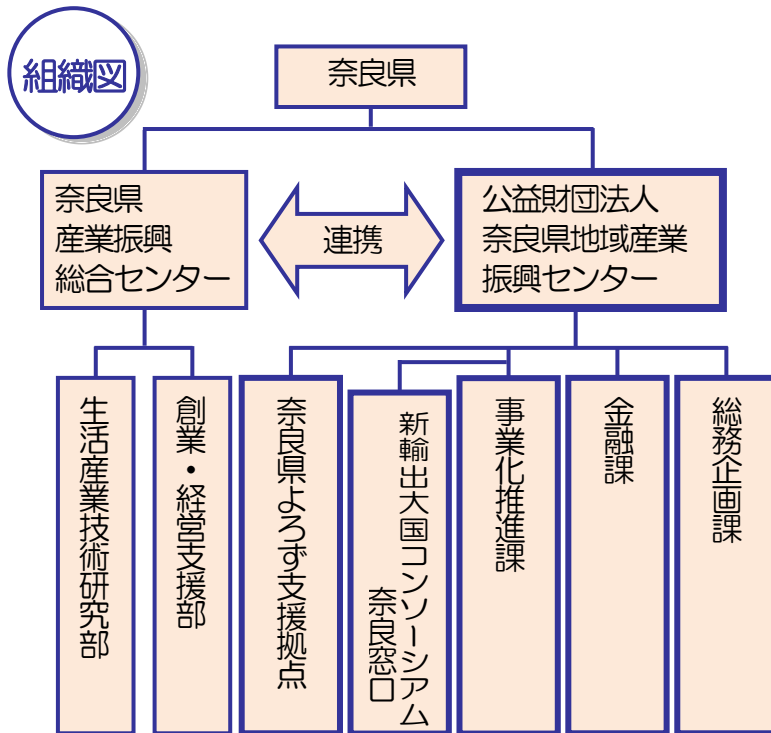


活力ある企業づくりを応援します

中小企業の事業創出・事業拡大は、(公財)奈良県地域産業振興センターへ



＝ 財団の概要 ＝

設立：昭和47年6月12日

目的：奈良県地域産業振興センターは中小企業支援を使命として、事業展開に応じた質の高い支援やサービスの提供により、中小企業の自立・成長・継続を図ることを目標としています。特に、①厳しい経営環境を乗り越えるための経営力向上、②独自の強みを創り、成長市場に挑戦するための企業価値向上、③企業経営を安定させるための経営基盤の構築の3つを重点的に支援しています。

経営力向上支援

中小企業若手経営者育成支援事業

平成25年10月24日に奈良県、三井住友海上火災保険(株)及び当財団で締結した「奈良県及び公益財団法人奈良県地域産業振興センターと三井住友海上火災保険株式会社との地域産業への経営支援連携に関する協定」に基づき三者の連携のもとそれぞれが保有する知的、人的資源を活用し、中小企業の若手経営者等を対象に経営理念、経営計画、人事・労務等のセミナーを開催します。

- 企業経営者を対象にした経営品質向上のための意識醸成セミナー

専門家派遣事業

当財団に登録された専門家(中小企業診断士・技術士・税理士など)を各事業所へ派遣し、様々な経営課題解決のお手伝いをします。

- 利用条件(下記①～③の全てを満たす中小企業者で、派遣先が県内の事業所であることが必要です)

- ①経営革新等を行い経営の向上を目指す意欲ある中小企業者であること
- ②経営革新等経営の向上に係る目的あるいは目標が明確であること
- ③専門家の派遣により支援の効果が期待できる状況であると判断されること

- 費用

派遣に要する費用の1/2を負担いたします。

※小規模企業者である場合は、初回のみ無料

(小規模企業者：製造業等で従業員数が20人以下、商業・サービス業では5人以下の事業所)

※1回(4時間程度)の単価12,350円、24,690円、37,030円、49,380円(専門家により異なります)の回数×1/2が自己負担となります。1企業への派遣は5回まで。

中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業(よろず支援拠点)

国からの委託により、当財団内に寄せられる相談にワンストップで対応する「よろず支援拠点」を設置し、県内の中小企業・小規模事業者の起業・成長・安定の各段階での課題やニーズに応じたきめ細かな対応を行うとともに、産業の垣根を越えて創業・製品開発・販路開拓、経営戦略まで、中小企業・小規模事業者の抱える現場の課題に対する総合的なサポートを実施します。また、利便性を高めるため、平成28年4月25日から近鉄奈良駅前にサテライトオフィスを開設しております。

(週5日営業 10:00~18:45 ※水、日、祝日、年末年始休館)

助成制度や各種施策情報、時の話題など盛り沢山!!

当財団が中小企業の皆様にお届けするお得なメルマガ、FAX通信を是非ご購入ください。

購読料は無料です!ご登録お待ちしております。

お申し込みはこちらから <http://www.nara-sangyoshinko.or.jp/>



活力ある企業づくりを応援します

中小企業の事業創出・事業拡大は、(公財)奈良県地域産業振興センターへ

「下請かけこみ寺」事業

下請取引上の悩みを抱える県内企業の相談等に対して相談員が無料で対応いたします。

※下請取引のトラブル以外にも、企業活動において生じる取引上のトラブル等の法律相談も受け付けております。

●弁護士による無料相談

取引に関するご相談について、必要に応じて弁護士につなぎ、問題解決のためのアドバイスをします。

●調停手続き業務

中小企業の皆様が抱える取引に係る紛争を迅速かつ簡便に解決するため、裁判外紛争解決手続き(ADR)を用いて、登録弁護士が相談者の身近なところで紛争解決のための調停を行います。

<下請かけこみ寺>下請取引適正化に関すること：TEL 0120-418-618

その他の法律相談：TEL 0742-36-8312

(いずれも平日8:30~12:00 / 13:00~17:15 ※土、日、祝日、年末年始除く)

「新輸出大国コンソーシアム奈良」窓口運営業務

(独)日本貿易振興機構大阪本部からの委託により平成28年8月に「新輸出大国コンソーシアム奈良」窓口を当財団内に開設しました。窓口には、海外勤務経験が豊富で貿易業務にも精通した「新輸出大国コンシェルジュ」を配置し、県内企業等からの海外展開に関する相談や支援依頼に対応するとともに、地域の支援機関等と連携し、海外展開のサポートを実施します。また、県内企業訪問を実施し、シエトロが契約する専門家を活用した支援を受けるために必要な会員証(ID)の登録促進を行います

●「新輸出大国コンソーシアム奈良」窓口 (平日8:30~12:00 / 13:00~17:15 ※土、日、祝日、年末年始除く)

情報提供・広報事業

県内企業の経営課題の解決や経営力の向上にかかる支援方策やセミナー等の開催情報などを様々な媒体を通じて提供します。

- 情報誌「なら産業ジャーナル」の発行 2回
- メールマガジンの発行 24回
- FAX 通信 15回
- ホームページ ほか



企業価値向上支援

B2Bマッチング促進事業

ものづくり企業の新事業・新商品の販売力を高めるため、中小企業が保有する優秀な技術を基に企業と企業とを結びつけるB2Bマッチングを推進します。

●近畿支援機関コーディネータ会議の開催

広域的なB2Bマッチングを推進するため、近畿圏の各中小企業支援機関で現場支援を行っているコーディネータが案件を持ち寄りマッチングの検討を行います。

●奈良まほろば産学官連携懇話会の開催

近畿大学農学部・帝塚山大学等と連携し、産学官の研究にかかる情報交換の場を設け、相互のシーズとニーズを共有化して、共同研究の可能性を探ります。

奈良県中小企業等外国出願支援事業

外国への事業展開を計画している中小企業者等が外国の特許庁に支払う出願手数料や現地・国内の代理人費用及び翻訳費用等の一部を国の支援を受けて助成を行います。(補助率1/2以内)

助成概要 1企業に対する上限額：300万円まで

- 特許出願 1案件当たり150万円まで
- 実用新案登録出願、商標登録出願(地域団体商標を含む)、意匠登録出願 1案件当たり60万円まで
- 盲認対策商標 1案件当たり30万円まで

事業計画等策定支援事業

国内外での厳しい競争を勝ち抜くために、付加価値の高い技術・製品の開発をお考えの際、各分野の専門家がサポートすると共に各種補助事業等認定のための事業計画の策定支援を行います。

●経営革新支援事業

新たな事業化活動を行うことにより、経営が相当程度の向上が見込まれる計画を県が承認。その計画の遂行に必要な資金調達の優遇制度が活用できます。

●戦略的基盤技術高度化連携支援事業（サポイン事業）

特定ものづくり基盤技術を用いて、中小企業の共同体が取り組む製品化につながる可能性の高い研究開発について最長3年間の支援を受けることができます。（補助率 2/3）

※中小ものづくり高度化法に基づき指定された「特定ものづくり基盤技術」が対象です。

※同法に基づき、「特定研究開発等計画」と認定されることが必要です。

●新連携支援事業

中小企業が、他の事業者及び大学・公設試等と連携して行う革新的なサービスモデル※の開発について最長2年間の支援が受けられます。（補助率 2/3）

※中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づき「異分野連携新事業分野開拓計画」と認定されることが必要です。

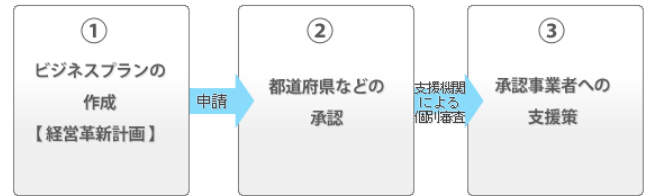
●ふるさと名物応援事業

農商工連携や地域資源を活用したふるさと名物の開発等の取組について支援が受けられます。（補助率 2/3）

（例）新商品・サービスの開発のための設備や原材料費、販路開拓に向けた展示会出展費など

●研究成果最適展開支援プログラム（A-step）

大学・公的研究機関等で生まれた研究成果を基に実用化を目指すための研究開発フェーズを対象とした技術移転支援プログラムです。その取組に必要な資金の補助を受けることができます。



なら農商工連携ファンド事業

中小企業者と農林漁業者の連携により、県内産の農林水産物を活用した新しい商品やサービス、生産方法及び販売方法を開発する取組みに対し開発費用の一部を助成します。

●助成対象者 県内に事業所を有する中小企業者と農林漁業者との連携体

●助成率 2/3 以内 ※中小企業者が小規模企業者である場合は助成率 3/4 以内

●助成限度額 1 連携体あたり 400 万円（最長 2 年間で 800 万円以内）

●対象経費 謝金、旅費、会議費、会場借料、通信運搬費、借損料、消耗品費、印刷製本費、資料購入費、マーケティング調査費、広報費、展示会等出展料、雑役務費、委託費、コンサルタント費、機械装置等購入費、原材料費、備品費、製造・改良・加工料、試作費、実験費、設計費、産業財産権等取得費 等

※事業目標の達成に向け専門家等のアドバイスを活用して助成事業を実施する場合、助成率 10/10 以内で助成（ただし、最長 2 年間で 200 万円以内）

経営基盤構築支援

ITセミナー開催事業

県内企業のIT導入と利活用の円滑化を図るためにセミナーや実技を伴った研修会を開催します。

●セミナー及び実技研修の開催 「WEBのトレンド」に関するセミナー、「ホームページ制作研修」他



新設備貸与制度

創業や経営革新に取り組む奈良県内の企業の方【従業員20人以下（商業・サービス業5人以下）】のための設備投資を資金面で支援します。設備貸与制度を利用して必要な設備を導入してみませんか？

（※従業員数21人以上50人以下の中小企業者でも一定の要件に該当する場合は対象となります。）

	割賦販売	リース
利用限度額	100万円以上 1億円以下（消費税込み）	
償還期間	最長10年以内（半年据置） ※設備の法定耐用年数による	3・4・5・6・7・8・9・10年 ※設備の法定耐用年数による
割賦損料率・リース料率	年利率 1.3%（固定）	2.926%（3年） 1.533%（6年） 1.065%（9年） 2.231%（4年） 1.333%（7年） 0.972%（10年） 1.808%（5年） 1.181%（8年）
返済方法	原則として半年払い	毎月均等払い
保証金	貸与設備額の10%（貸与契約時）	必要なし
連帯保証人・不動産担保	原則として不要。但し、法人の場合は、代表者を連帯保証人とする。 ※審査等により、追加の連帯保証人または担保が必要となる場合あり	

各種相談窓口

売上拡大、新事業展開、事業承継、ものづくり改善、IoT、知的資産経営、資金調達などさまざまな経営相談にお応えする奈良県よろず支援拠点と、取引上のトラブルなど法的な相談にお応えする下請かけこみ寺（法律相談窓口）を設置しています。お気軽にご相談ください。予約の方を優先させていただきますので、ご了承ください。※年末年始は除きます。

●奈良県よろず支援拠点 柏木本部 TEL：0742-81-3840

相談内容/曜日	月	火	水	木	金	土・日・祝
経営相談（8:30～17:15）	○	○	○	○	○	-

●奈良県よろず支援拠点 近鉄奈良駅前サテライトオフィス TEL：0742-81-3546

相談内容/曜日	月	火	水	木	金	土	日・祝
経営相談（10:00～18:45）	○	○	-	○	○	○	-

●奈良県よろず支援拠点 中南和出張相談所 TEL：0742-81-3840

相談内容/曜日	月	火	水	木	金	土・日・祝
経営相談（10:00～16:00）	-	-	○	-	-	-

原則として、毎週実施します。（事前予約制）

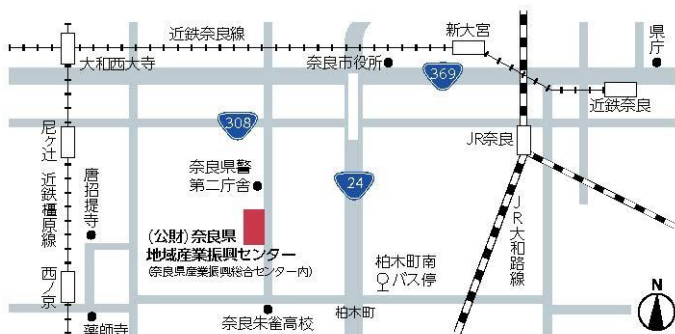
●下請かけこみ寺（法律相談窓口） TEL：0120-418-618（下請取引適正化に関すること）

TEL：0742-36-8312（その他の法律相談）

相談内容/曜日	月	火	水	木	金	土・日・祝
相談員による相談（8:30～17:15）	○	○	○	○	○	-
弁護士による無料法律相談	下請取引適正化に関すること（日時は別途相談）	○	○	○	○	-
	その他の法律相談（15:00～17:00）	-	-	△	-	-

△は、原則として、第2・4週に実施します。（事前予約制）

中小企業の事業創出・事業拡大は振興センターへ



公益財団法人

奈良県地域産業振興センター

〒630-8031 奈良市柏木町129-1

奈良県産業振興総合センター内

TEL：0742-36-8312 FAX：0742-36-4010

URL：http://www.nara-sangyoshinko.or.jp/